

令和3年 4月 8日 開会

令和3年 4月 8日 閉会

令和3年（2021年）第2回

紀北町議会（臨時会）会議録

令和3年（2021年）第2回紀北町議会臨時会会議録

（第1号）

令和3年4月8日（木曜日）

令和3年(2021年)第2回紀北町議会臨時会

招集年月日 令和3年4月8日(木)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応招議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	15番	平野隆久
16番	中津畑正量		

不応招議員

14番 東 清剛

令和3年第2回紀北町議会臨時会議事日程 令和3年4月8日（第1日）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	発議第1号 東紀州環境施設組合議会議員の選挙
第 5	発議第2号 紀北町議会会議規則の一部を改正する規則
第 6	議案第28号 専決処分の承認を求めることについて
第 7	議案第29号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第2号）
	閉 会

令和3年(2021年)第2回紀北町議会臨時会会議録

第1号

招集年月日 令和3年4月8日(木)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和3年4月8日(木)

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	15番	平野隆久
16番	中津畑正量		

欠席議員

14番 東 清剛

地方自治法第121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町長	尾上 壽一	副町長	中場 幹
総務課長	上野 和彦	財政課長	水谷 法夫
企画課長	玉本 真也	税務課長	直江 仁
環境管理課長	宮本 忠宜	海山総合支所長	森岡 純司

職務の為出席者

議会事務局長	上野 隆志	書記	直江 和哉
書記	久保 有謙	書記	佐々木 猛

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
----	------	----	------

議事の顛末 次のとおり記載する。

瀧本攻議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和3年第2回紀北町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議におきましても、感染予防の立場から、議員、執行部ともマスク着用と演台の
アクリル板の設置、休憩時の換気を行いたいと思います。

また、携帯電話の持込みには十分気をつけていただきますようお願いいたします。

傍聴者におきましても協力をお願いいたします。

会議に入る前に、町長より報告の申し出がありましたので許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆様、おはようございます。

本日は、本議会臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り厚く御礼
を申し上げます。

早速ではございますが、本議会臨時会に当たりまして、1件の報告をさせていただきます。

新型コロナウイルスワクチンの接種計画についてでございます。

高齢者向け新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種計画について、ご報告を申し
上げます。

65歳以上の高齢者に接種するワクチンは、紀北町には、4月19日の週に1箱、4月26日の
週に1箱の合計2箱(975人分)のワクチンが供給される予定でございます。

供給量を踏まえまして、紀北医師会などの関係機関と調整を行い、紀北町では、クラスター
対策として、高齢者施設から順次、接種を開始することといたしております。

なお、65歳以上の高齢者を対象とした集団接種につきましては、現時点では、5月下旬か
ら接種が開始できるよう準備を進めているところでございます。

現在、国や県、その他関係機関と連携を密にし、協議を重ねながら、準備を進めておりま
すので、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力をよろしくをお願い申し上げます。

以上、1件をご報告いたしまして、本日の会議に当たりましての報告とさせていただきます。
す。

瀧本攻議長

以上で報告を終わります。

瀧本攻議長

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、14番 東清剛君から所用のため欠席との報告を受けておりますので、ご報告申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野隆志議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、議事日程を朗読させていただきます。

令和3年第2回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年4月8日（木曜日）、午前9時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 発議第1号 東紀州環境施設組合議会議員の選挙

第5 発議第2号 紀北町議会会議規則の一部を改正する規則

第6 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて

第7 議案第29号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

以上でございます。

日程第1

瀧本攻議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

5番 大西瑞香君

6番 原 隆伸君

のご両名をご指名いたします。

日程第2

瀧本攻議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3

瀧本攻議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る4月2日に議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告を申し上げます。

まず、付議事件についてであります。本臨時会に付議された事件は、発議案2件と専決処分の承認、補正予算の4件であります。

なお、会議規則の改正については、議会運営委員会での協議をいただき、本日、発議案が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査については、普通会計及び水道事業会計の令和2年度2月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は、議員の控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上壽一町長はじめ、中場幹副町長、議会の審議に必要な関係課長の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

本議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本会議において審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第4

瀧本攻議長

それでは、日程第4 発議第1号 東紀州環境施設組合議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。

東紀州環境施設組合議会議員に、岡村哲雄君、入江康仁君のご両名を指名したいと思います。

ただいま議長が指名した被選挙人を東紀州環境施設組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名した被選挙人が、東紀州環境施設組合議会議員に当選されました。

当選人が議場におられます。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により、東紀州環境施設組合議会議員の当選人となったことを告知いたします。

日程第5

瀧本攻議長

次に、日程第5 発議第2号 紀北町議会規則の一部を改正する規則を議題といたします。
それでは、提案者から提案の説明を求めます。

太田哲生君。

9番 太田哲生議員

それでは、発議第2号の説明をさせていただきます。

発議第2号

令和3年4月8日

紀北町議会議長 瀧本 攻 様

提出者 紀北町議会議員 太田哲生

賛成者 紀北町議会議員 家崎仁行

紀北町議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から出産に係る産前、産後の欠席期間を規定する。

さらに、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について、請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めることから、本規則の一部を改正する必要が生じたためでございます。

それでは、改正内容の説明については新旧対照表で説明いたします。

左が新規則、右が旧規則です。

まず、第2条第1項の欠席事由の「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない理由」に改めるものであります。

また、第2項に出産に係る産前、産後期間にも配慮した規定を明記します。

最後に、第89条の請願書の記載事項等については、請願者の押印の義務づけを署名または記名押印に改めるものです。

以上が、提案説明でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

瀧本攻議長

以上で、議案の提案説明を終わります。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5 発議第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6、日程第7

瀧本攻議長

お諮りいたします。

日程第6 議案第28号から、日程第7 議案第29号の2件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明のため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

異議なしと認めます。

したがって、議案2件については、一括して提案理由の説明並びに内容説明を求めることに決定いたしました。

それでは、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

それでは、本議会臨時会に上程をいたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第28号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、紀北町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により、議会にこれを報告し承認を求めるものであります。

議案第29号 令和3年度紀北町一般会計補正予算(第2号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,221万7,000円を増額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億9,325万7,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、2件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に報告をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

瀧本攻議長

続いて、議案第28号の内容説明を求めます。

直江仁税務課長。

直江仁税務課長

皆さん、おはようございます。

それでは、議案第28号についてご説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、紀北町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承

認を求める。

令和3年4月8日提出

紀北町長 尾上壽一

直江仁税務課長

2ページ目をお願いします。

専決第2号 専決処分書

紀北町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和3年3月31日

紀北町長 尾上壽一

改正の主な内容につきまして、ご説明させていただきます。

今回の改正は、昨年12月20日に閣議決定し、令和3年1月末に国会提出され、令和3年3月31日に成立した内容のもので、国におきまして、ポストコロナに向けた経済構造の転換及び好循環の実現、家計の暮らしと民需の下支え等の観点から、事業適応設備を取得した場合等の特別償却または特別税額控除制度及び認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の創設、中小企業事業再編投資損失準備金制度の創設、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の特例の延長等、納税環境の整備、租税特別措置法の見直し等所要の措置を講ずることとし、それに伴う地方税法の改正で、施行が令和3年4月1日施行の案件につきまして、今回専決処分の承認を求めるものでございます。

主に固定資産税（土地）の負担調整措置、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しや臨時的軽減の延長、グリーン化特例の見直し、住宅ローン控除の特例の延長、納税環境整備に係る所要の措置でございます。

説明に当たりましては、法令等の引用や条項等の削除による単に条文番号等の繰上げ等で、改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承承りますようお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

ページは、9ページをご覧ください。

9ページ、第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書につきましては、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止でございます。

ページ中段、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に

つきましても、給与所得者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止でございます。

続きまして、下段から10ページ上段まで、第53条の8、特別徴収税額につきましてもは、退職所得課税についての見直しで、退職所得等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の受給に関する申告書の記載事項について、所要の整備を行うものでございます。

次に、10ページ中段、第53条の9、退職所得申告書につきましてもは、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止でございます。

次に下段、第81条の4、環境性能割の税率につきましてもは、取得、購入時に軽減される対象車の割合を現行と同水準としつつ、目標年度が到来した燃費基準の達成状況を考慮しながら、新たな燃費基準の下で税率の適用区分を見直すものでございます。

税率区分につきましてもは、現行のとおりで非課税、1%、2%でございます。

対象車につきましてもは、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車が引き続き非課税となりまして、ガソリン車などは、新たな燃費基準により非課税、1%、2%となります。また、これまで非課税の区分のクリーンディーゼル車につきましてもは、ガソリン車と同等と扱うこととなります。

次に、10ページの下段から12ページ中段、附則でございます。

第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましてもは、平成24年度税制改正により、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み、地域決定型地方税制特例措置、通称、わがまち特例というんですけれども、が導入されまして、そのわがまち特例の対象となる資産について、紀北町税条例により固定資産税の課税標準額の特例割合を定めてございます。

今回の内容につきましてもは、第3項を削除しまして、それによる条項のずれと字句の訂正でございます。

ページは12ページ中段、お願いいたします。

第11条、土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の、旧の条文のほうなんですけれども、16ページ中段、第15条の特別土地保有税の課税の特例までの内容といたしまして、固定資産税の令和3年度評価替えへの対応でございます。

固定資産税は、3年ごとに評価額の見直しを行っています。次の見直しまでの宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格

の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含めた、現行の負担調整措置の仕組みを今回も継続するとして、その上で、今回の新型コロナウイルス感染症により社会経済活動とか国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえまして、納税者の負担感に配慮する観点で、令和3年度に限って、負担調整措置等により税額が増加する土地については、前年度、令和2年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるものがございます。

次に、15ページをご覧ください。

下段、第15条特別土地保有税の課税の特例についても、固定資産税の評価替えによるもので、字句の訂正でございます。

次に、下段第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税については、現在、自家用乗用車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を1%軽減する特例措置がなされています。令和3年3月31日限りでこの期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものがございます。

次に、16ページから17ページ上段、第15条の2の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例につきましては、読替規定を対象に追加してございます。

賦課徴収において環境への負荷の低減に著しく資する3輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税措置で、2年ごとに見直しを行うもので、本年度見直し時期となっております。

次に中段、第16条、軽自動車税の種別割の税率の特例から、20ページ上段、第16条の2、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例までが、種別割のグリーン化特例の見直しでございます。

グリーン化特例とは、自動車税及び軽自動車税を軽減する税制で、燃費性能のよい、環境によい車とされる対象車を購入した場合に、購入翌年の自動車税及び軽自動車税が軽減される仕組みになってございます。

今回は2020年度基準というものを採用しておったんですが、それが2030年度基準に変更となったものがございます。

次に、中段、第25条、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例につきましては、住宅ローン控除の特例の延長でございまして、令和4年末までの入居者を対象と、延長になったものがございます。

次に、21ページ、紀北町税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）につき

ましては、昨年度の令和2年紀北町条例第22号で改正しました内容の改正でございます。全てが条項のずれなどがございます。

以上の説明で、施行期日としましては令和3年4月1日から施行するものでございます。

説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

続いて議案第29号の内容説明を求めます。

水谷法夫財政課長。

水谷法夫財政課長

それでは、議案第29号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の内容につきまして、ご説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和3年度 紀北町一般会計補正予算（第2号）

令和3年度紀北町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,221万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億9,325万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月8日提出

紀北町長 尾上壽一

今回の内容につきましては、東紀州環境施設組合への負担金の補正でございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は、2,221万7,000円の増額で、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第2項・清掃費、第2目・塵芥処理費は、2,221万7,000円の増額で、東

紀州環境施設組合への負担金でございます。

以上で、議案第29号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

瀧本攻議長

続いて議案第29号、資料が提出されておりますので、提出資料の説明を求めます。

宮本忠宜環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

それでは、補正予算の組合負担金につきまして、詳細説明をさせていただきます。

お配りさせていただいております説明資料をお願いします。

先ほど、財政課長がご説明しました一部事務組合負担金につきましては、東紀州環境施設組合規約により、組合経費については、関係市町の負担金、補助金及びその他の収入をもって充てるとされているとおり、組合を構成する紀北町におきまして、紀北町が負担する負担金を町一般会計予算に計上し、ご提案するものでございます。

説明資料の1ページをお願いします。

(1) 概算整備事業費用の内訳でございますが、こちらは、施設完成までの全体事業の概要を表中に記載させていただいているものでございます。

本表につきましては、昨年の11月20日の議会全員協議会、11月24日の補足資料として配付したものと同様のものでありますが、お示ししてから相当の日数が経過しておりますので、再度のご説明をさせていただきます。

まず、薄茶色の建設費（a）につきましては、近年の他都市での類似施設発注実績から、処理能力1t当たりの建設単価が約1億円と算出されたことで、建設費の概算を約71億円と算出したもので、処理設備だけでなく建屋や駐車場などを含めた施設本体の事業費でございます。

次に、水色、附帯工事（b）につきましては、地盤が安定していなかった場合の備えとして、杭施工費として約1億円、尾鷲市の市営野球場解体撤去費で約1億300万円、野球場用地のうち中部電力所有地の用地購入費を約2,000万円としております。

これらで、合計約2億2,300万円の附帯工事費がかかる見込みと算出しております。

次に、薄い緑色、各種事業費等（c）につきましては、ごみ処理施設整備基本計画、生活環境影響調査、工事施工管理等の建設事業を進めていくためのソフト事業や人件費、事務費等を全て積算したもので、約5億8,300万円と見込んでおり、全体事業費を約79億600万円と

試算しております。

以上までが、既にご説明させていただいている内容であります。 (2) 概算整備事業費用の内訳 (令和3年度事業) をご覧ください。

本全体事業のうち、今回お示しし、令和3年度に組合事業として進めていく事業が、赤い丸数字で表示した①から④までの事業でございます。

令和3年度におきましては、組合では黄色の組合事業費の合計のとおり、約1億1,290万円と見込んでおります。

事業内容につきましては、赤い丸数字①の用地費、赤い丸数字③の測量、地質調査のほか、赤い丸数字②のごみ処理施設整備基本計画などがございます。

基本計画では、区域内のごみを適正に処理するために必要な処理施設について、建設基本方針、事業計画等を定めていくこととしております。

赤い丸数字④が人件費や事務費等で、約5,000万円としておりますが、7年間の全体事業費約3億3,000万円のうち、令和3年度の1年分の必要経費でございます。

説明資料の2ページ、(3) 負担金の説明をお願いいたします。

ここからが、町予算負担金の説明の主な部分となります。

組合予算につきましては、先ほどの概要説明の事業費用のとおり、黄色の歳出に記載した、千円単位で1億1,290万8,000円となります。

これらの財源としては、下の表の歳入のとおり、国庫補助金等約1,400万円と、水色の市町負担金、約9,800万円としております。

各構成市町の負担金につきましては、施設稼働までに要する建設費などの費用負担については、均等割10%、人口割90%の割合で、5市町で応分の負担をすることとされております。

点線の□で囲ったものが、紀北町が応分する負担金に係る予算を表したもので、本積算によるものを東紀州環境施設組合負担金として補正予算に計上し、上程しております。

水色の網掛け、積算部分をご覧ください。

市町負担金が9,860万2,000円でありますので、紀北町の負担割合に基づく負担率22.5317%を掛け合わせた2,221万7,000円が、紀北町の負担額でございます。

参考までに、負担率の内訳についても、下の表に記載させていただいております。

水色の部分の紀北町の欄をご覧くださいませうございます。

均等割10%を5市町で均等に負担しますことから、紀北町の均等割分は2%となり、残りの人口割90%分は、直近の国勢調査の人口を基に算出され、管内人口のうち、紀北町人口1

万6,338人に応じた割合分、20.5317%を合算した数値が、紀北町負担率となっております。

他市町の状況も参考として記載しておりますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

以上が、組合負担金に関する説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

瀧本攻議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

これより各議案に対する審議を行います。

日程第6 議案第28号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

田島明良君。

2番 田島明良議員

専決処分ということなんですけれども、紀北町税条例の一部を改正する条例ということで、非常に大事な案件だと思うんですけれども、担当課長の説明により、3月31日に国のほうで決まったものですから、4月にずれ込んだということでは理解はできるんですけれども、国で決まったのがぎりぎり3月31日で、ということは、全国の自治体はこういう専決処分をしなきゃいけないということになるわけでしょうか。それ、ご質問させていただきます。

瀧本攻議長

上野和彦総務課長。

上野和彦総務課長

今回の地方税法の一部改正につきましては、国会のほうで成立したのが3月26日に成立し、その通知をもって、国のほうはその国会成立後、3月31日にこの法律を公布いたしました。

それに基づいて、各市町村が対応するということになります。それで、国会成立後、臨時会等開いて対応する地方公共団体もございますが、それ以外の場合は4月1日からの施行の法律でございますので、専決処分をするのが通常の例でございます。

瀧本攻議長

よろしいですか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

それでは、12ページの質疑をさせていただきます。

先ほど、課長から詳しい説明があったので、関連になるかもしれませんが、お伺いします。

固定資産税が3年ごとに見直されて、今年から見直されたんですけれども、コロナ禍の大変な生活の中で、固定資産税が上がった地域については、去年までで、令和2年度で1年間よろしいということなんですけれども、紀北町にはそういう土地はなかったと思うんですけれども、念のためにお伺いします。全部下がっていると思うんですけれども。

瀧本攻議長

直江仁税務課長。

直江仁税務課長

質疑の内容につきまして、紀北町では、上がっている土地という、上がっているというところはございません。

瀧本攻議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

上がっていないということで、そうだと思うんですけれども、今回コロナ禍で大変なのは大変なんですけれども、皆さんね。土地の下がっている地域も。上がっているところは下げられるんやけど、下がったところも、それぐらいもう少し下げられるような法律ではないんですね。そこの確認と、そして、もう一点、1回目で言い忘れたんですけれども、自動車のこともあったと。それで、土地ですね。自動車のこともあったので、土地のことで、またすみません、整理がぐちゃぐちゃになりまして。農地とか全ての土地に適用されるということなんですけれども、特別土地保有税の課税も入っているんですけれども、農地とか宅地とかというのは理解できるんですけれども、特別土地保有税というのは、この地方には関係ないとしても、これはどういう税なのか、お伺いします。

それと、16ページで軽自動車の環境性能割の非課税、1%というところなんですけれども、これ、消費税が10%に上がったときに、1%、1年間だけ引くのを、コロナにおいては2021年3月まで下げるところを、さらに今年の4月から12月まで延長することになったというものだと思われるんです。違っていたらごめんなさい。これに値する軽自動車が、令和2年度とか元年度に何台ぐらいあったのか、お伺いします。

瀧本攻議長

直江仁税務課長。

直江仁税務課長

先ほどの質疑なんですけれども、まずは下がったところ、上がったところ、土地自体の価格というのは下がっているんですけれども、それで上がっているところという部分は据置きすると。下がっているところはそのままなんですけれども、さらにそれを下げるといったことはないのでございます。

それと、あとは特別土地保有税、それは内容といたしましては、指定都市と都市計画、その他の都市、市町村、1万㎡のもの、基準面積1万㎡のものを持っておる方に関して課税するものなんですけれども、実は平成15年度から課税としては停止しております。条例で定めておりまして、現在、こちらのほうではこの課税というのはございません。

それと、あとは、次は16ページ、軽自動車の環境性能割の非課税の12月31日までの延長という部分なんですけれども、環境性能割、車購入時の取得税に代わって環境性能割という名前になったんですけれども、その際に、令和元年10月から環境性能割、創設されまして、消費税10%増税に伴ってということで、ここで新車購入したときに1%軽減すると。それが1年間、それは消費税増税によるという内容だったんですけれども、それが今年の10月で終わったんですけれども、次はコロナの関係で10月から、さらに3月まで延長されておりました。それで、今回、またコロナの影響等々鑑みまして、国のほうは12月末まで再度延長するというところとなっている状況でございます。

以上です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

答弁漏れで、過年度にどれぐらいの数が影響したかということをお伺いしました。

瀧本攻議長

直江仁税務課長。

直江仁税務課長

すみません、答弁漏れですみませんでした。

台数なんですけれども、大変申し訳ございません。ちょっと台数に関しては、資料等準備しておりませんので、後ほどというところでよろしいでしょうか。

瀧本攻議長

もう4回目、駄目です。

11番 近澤チヅル議員

今のは、説明漏れ、答弁、よろしいと言っただけです。立って、議長、よろしいと。後でよろしいという。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第6 議案第28号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全 員 挙 手)

瀧本攻議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第7 議案第29号 令和3年度紀北町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

それでは、質疑をさせていただきます。

歳出で、一部事務組合負担金が2,221万7,000円で、先ほどの課長の説明も全協で説明をした資料に基づいて説明されまして、全協で説明していただいたのは、議会としては認めていなくて、聞き置くということだったと思います。

そして、先ほど発議で、議員、一部、東紀州環境施設組合の議員、紀北町議会の議員の選出を決めたところなんです。なのに、一部事務組合の負担金というのは、元の金額、1億2,090万8,000円ですか、そういうのも一部事務組合の、今、議員選出したところで、議会が開かれていないのに、何でこういうことが決められて提出されているのか、私は理解できないんですけども、町長にお伺いいたします。全協で説明をいただいただけで、このような一部事務組合の負担金を出してきたのは、いつ、どこで、どのようにして決められたのか。決定したことでないとは負担金は発生しないと思います。そここのところの説明をお願いします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

全協は、おっしゃるとおり聞き置くということで、そこで決定するようなものではありません。

それと、これ、紀北町の議会でも一緒なんですけれども、執行部が決めて議会へ提案させていただくんです。だから、これも5市町の準備会の中で予算として決めたものを執行部の意見として提案させていただいた形でございますので、そういう流れで、紀北町の議会と、例えば3月定例会、それと同じような考え方で提案させていただいております。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

私たちは、今、発議もしましたけれども、それは全協の中で、議員全部の中で議決して提案されているんですけども、こういう大変な一部事務組合のスタートにおきまして、東紀州の準備会の中で決められたんですか。全協で決められたのか。ちょっとそこら辺の、よく先ほどの説明では分からなかったんですけども、そういうものを提案していいんでしょうかね。

全協の説明でも、これは今年の1月21日の全協の中で、規約もこうなりますよというような説明がありました。その中ででも、もうこのような予算の一部負担の割合とかなんかは、条例で定めるとなっているんですね。条例もできていないものを、まだできていないですよ

ね。これ、案だけです。これ、本当に一部事務組合の概要の案となっています。そういうことを、これを基に決めたものをこうやって提案されるというのは、私は理解に苦しむんですが、もう一度、説明をお願いしたいと思います。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

何ら紀北町議会と変わりません。これ、みんな案なんです。議案。そういう決まったものではないんです。我々が提案した案なんです。だから、これを最終的に決定するのは、そこ、これらをするのは、一部事務組合の議会において最終決定です。我々としては、こういうもので、これ、紀北町の議会とみんな一緒なんです。我々、独任制である執行部が提案するんです。議会に内諾してもらって提案するわけじゃないんです。今まで説明してきた中で、一部事務組合の中でこういう予算ですよということを我々5市町の首長が決定した、これが一つの組合ですけれども、独任制の中で決めたものを提案させていただく。これ、紀北町議会と全く一緒のやり方です。

瀧本攻議長

近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

3回目ですので。本当、そこら辺は、私、理解できないですね。

一部事務組合が4月1日に設立したんですよね。する前だったらまだ分かりますけれども、設立、4月1日に設立したんですから、そこで決められたことを提案するのが筋じゃないかなと思います、負担金。でも、していないし、今、議員を決めただけのところで、本当に全協の説明で、それも合うとるのかなと思います。それを紀北町議会と同じだと言われても、理解できないんですけれども。

それと、用地のことについても、まだ決定はされておられません。町長も、1月21日のこの条例の案を出されたときに、これ以上のことを詰めるのは組合を作らなければ進められないと。説明の中で、私、メモしてあるんです。そのときの町長の言葉です。そこでまだ決まってないものをどうやって提案してきたのかなという、思いますし、用地につきましても、12月の一般質問の中で、反対されている人から陳情書が出たときに、町長は、公共施設の建設に当たっては、立地する自治会、住民や議会関係者などの不安などを考慮し、慎重に事業を進めていくことが肝要ですと答えられとるのに、今回、用地費も2,000万円も入っとるわけ

なんですね。本当にこういうことが進められていると確認して、今回もこのようなことを提案されたのか、お伺いします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

いや、逆に、私、あなたの言っていること、分かりにくい部分があるんですけども、基本的には、こういった予算が可決されて前へ進むんです。そういうことによって慎重に進めながら、反対者が例えばいた場合、生活環境影響調査などをして、法令、環境基準、そういうものを遵守しとるかどうか、そういうものを予算化することによって、しっかりと見ることができて、それをいろいろと理解を深めていくということなんで、これも土地なんかも全てそうなんで、全く紀北町議会のやり方と何ら変わっていない話なんですよ。紀北町議会でも、皆さんに説明はしたり相談はしますけれども、私の案、執行権の中での独任制で決めた案をみんな議案として、案として、予算もあらかじめの算出したものとして出させていただいている。だから、それを議決するんです。だから、そういうシステムの中で、この一部事務組合、環境施設組合もそういう手続の下でやっているということですので、何らシステム的には同じことだと思います。

瀧本攻議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

この説明資料によりますと、野球場の解体撤去費が1億円ちょっと、用地費が2,000万円と。これ、既に決まったことなんですか、野球場は。市営野球場は決定したわけじゃないわけですね。それにもかかわらず、こうやって計上されているというのは、やはりものの流れとして、各市町から2名の議員が出されて、その計10名の議員で一部事務組合の議員が決めて、それで各市町へ下ろしてくるのやったら理解できます。私たち議員は、今日決まったお二人の議員に委ねたわけですから、そちらのほうで10名の議員で決めて、何ら私らは決めたことに対してどうのこうの言えません。だから、ものの順序として、10名の組合の議会で決めてから下ろすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

基本的なところで、予算というものがあります。予算が計画なんです。だから、その予算というものをあげない限りは0なんです。議論もできないんです。手振っていますけれども、あなたのほうが議会のシステムのこと間違えていますよ。だから、野球場は決まったのかどうかということは、先ほど申し上げたように、我々はお金は拠出します。やけど、組合議会の中で否決されたら、それは決まらないということ。可決されれば決まったということでございます。そういった中で、これはなぜあがるかといったら、さっきと一緒にですね。議会の中で、我々執行権のある、独任制である私が議会のほうへ提案させていただきます。この野球場に対しても、我々5市町の首長、準備会でこういうことと、管理者、副管理者になるんですけれども、これから、のみんなの意見を決定して、そして、予算としてあげるんです。これが先に上がってなかったら、0に1,000×でも、1万×でも0なんです。議論もできないんです。だから、その議論をするためには、この予算というものを上げるしかないんです。上げて、それがいいのか、悪いのかという判断をしていただく。

瀧本攻議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

だから、この補正予算は時期尚早なんです。一部事務組合が検討して、先ほども申しましたけれども、各市町へ下ろしてくるのが筋だと思います。どうぞ、この方法でよろしく願いします。

瀧本攻議長

それに対する質疑でしょう。よろしく願いしますというのは。

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

全て、今回の場合は、特に①、②、③、④だけが予算になります。その中で、この予算がなかったら議論もできないし、そこから先へも進めません。それが、予算が最終的に、先ほど申し上げたように、その組合議会あげるためには、予算というものがなかったらあげられないんです。それはあげることによって、それを議員の皆さんが議論し、議決するんです。だから、紀北町議会も何ら関係なしに、我々が提案したものを議員が審議し、議決するんです。だから、そういう手順で、これを一部事務組合という、そういう考え方しなくても、紀北町議会のやり方と全く一緒のやり方なんです。だから、先に予算もないのに審議もできないんです。予算があって、初めてそこで審議が始まるんです。

瀧本攻議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

質問です。

そしたら、市営野球場はもう決まったということで考えてよろしいでしょうか。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

市営野球場として、予定地として我々は説明させていただきました。5市町の首長会議の中で決定して提案しているわけなんです、この予算を。だから、その予算が最終的に決まるのは、組合議会における議員の議決です。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方はありませんか。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

いっぱいあるんですけども、私、3月議会でまだ検討しなくちゃならないことが山ほどあると、そういう話をしました。それに関連して今日の質問をさせていただきますけれども、以前にごみ処理施設に関する意見書、要するにパブリックコメント、それを住民に求めたときに、広域での施設整備、紀北町の負担金が建設等に関して11億1,700万円か、こういう数字が出ているんですよ。私、設計事務所に40年いまして、こういう数字が出てくるというのは、基本計画、町長、よく聞いておいて、基本計画がね。

瀧本攻議長

ちょっと柴田議員に聞きます。

この第29号議案は2,200何万円の議案ですから、これについての質疑を行ってください。

3番 柴田洋巳議員

もちろんそうですよ。その11億1,700万円のうちの一部分なんです、今の話はね。ですから、先ほど来、予算がどうのこうのと言っているけれども、町長の案は、案でもアバウトな案と、いろいろ議論詰めた案と、2種類あるんですよ。だから、町長、それ、ごっちゃにしている。そういう意味で、今、続けて質問しますけれども、要するに、今の、例えば、私は11億1,700万円、先ほど言っているように、基本計画も、あるいは基本設計も全然できてい

ないのにこういう数字ができています。私は、ほかの議員も言っているはずですが、私はあと79億円、全体で79億円、そのまだ20億円ぐらいオーバーすると思うんです。あくまでも、この基本設計が出た段階で数字を出して70億円だとか90億円だというのは分かるんですけども、今、基本構想の段階でそんな具体的な数字が出ること自体おかしいと思うんですよ。そういう意味で、先ほど田島さんが言っているように、考え方がやっぱり根本的に間違っていると思います。そういうこと言うなら、この基本計画の、例えば今、今度基本計画分も入っていますね、一部ね。じゃ、これは誰に頼むんですか。

もう一つ、これまでに我々いろいろ配られた資料があるじゃないですか。それは誰が計画したんですか。それから、これからの計画は誰が計画するのか。その辺のことをまずお聞きしておきます。基本計画が、これまで誰がやっているのか。それから、これはこれから誰がやるのか。それが2,000いくらの中に含まれていると思うんですよね。まず、そういうことで。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

申し訳ないですけども、根本的に議会質疑ではないと私は思います。予算に対しての質疑がすり替えられているように思いますんで、我々の答えられるところだけして答えさせていただきますけれども、ここも予算をつけなかったら、これら議論もできないし、前へも進めないんです。それを可決するかどうかしていただいたら、やっと前へ進めるんです。だから、それがいくらかどうのと言う前に、これを出すときにコンサルに頼んで、一体いくらぐらいかかるんでしょうかというふうに。だから、それをもちろん、新たな細かい詳細設計、基本計画がやってくれば数字はずれてくると思います。それは、どの事業においてもそういうことなんで、こういうことからすると、やはり今回予算として上げさせていただいたごみ処理施設整備基本計画をしっかりと策定しながら、どういうものを造っていくかということをやっていかなければいけないと、そういうふうに私は思っております。

瀧本攻議長

よろしいですか。

3番 柴田洋巳議員

コンサル、コンサルの話。

瀧本攻議長

宮本忠宜環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

今後の整備基本計画の作成についてでございますが、それにつきましては、令和3年度、広域組合のほうでコンサル担当会社のほうに発注することになると考えてはおります。

それと、今、説明、ご質問ありました概算の費用の算出についてでございますが、広域で処理した場合、1日当たり71tというような試算で、これにつきましては他の都市の過去5年間の50tから100tまでのごみ処理の焼却施設を、建設時の実績を調べまして、この71t処理する場合には、1t当たり1億円の建設費用がかかるという見込みで概算費用を算出し、5市町の負担金もお示しさせていただいております。

以上でございます。

瀧本攻議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

それじゃ、コンサルの決め方については、また後日お聞きしようと思っています。

まず、先ほど言ったことでちょっと分かりにくかったと思うんですけども、先ほど意見書、パブリックコメントを求めたときの、これ、きちんとした資料です。11億1,700万円、その中にこの今回の数字が、2,200万円含まれているわけですね。そういうことでいいのかな。その一部と。その一部ですね。私は、これを先ほど来言っているように、ちゃんと答え出てこないんだけど、これは僕、11億円とかなんかというこの中に、例えば野球場の負担金、補償金というのかな、それも入っているか入っていないかによって、今回の場合には入っているんだよね。野球場の解体とかなんかも入っていますでしょう。ところが、先ほど来言っているパブリックコメントを求めたときの建設費関係、11億1,700万円、この中には野球場の建設、あるいは補償が入っていないでしょう。だから、これ、入っていないはずなんですよ。入っているの。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

全て入っております。

(「全部の中だよ。全部の予算の中やろ」と呼ぶ者あり)

3番 柴田洋巳議員

議長。

瀧本攻議長

もう3回しました。

特別、1回許しますわ。これで終わりですよ。

3番 柴田洋巳議員

今、町長が11億1,700万円の中に野球場の補償も入っていると言いましたよ。でしょう。それ、本当にそう思っていますか。もう一遍、ここで確認しておきます。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

全協でこういう資料を出させていただいたと思います。この中に補償費も入っておりますので、それらを含めて割った負担割合で示しております。

(発言する者あり)

瀧本攻議長

あんた、質問するん。どんなんで。組合議員やで、あんた。できへんやろ、あんた。

できへんということはないけれども、できるだけ控えてもらったほうがええんじゃないかと私は思うけれども。

するんやったらしてもうて結構やよ。はい、どうぞ。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長、これは、皆さんの前者3人の意見は、質問は、やはり町長、一つ考えていただきたいのは、全協でいろんな説明もやってくれました。一つは、田島議員が言われました場所について、それをやっていくんだと。今の野球場やと。だけど、場所についてもいろいろな、一転二転、三転した中での、今一つになっている。これも、やはりそういう答弁じゃなくて、今回の2,221万7,000円は、私どもは組合の設立、組合の運営に対しての予算やと思うと。しかし、ここにみんな全体計画のこの予算、出してくるからもめるんですよ。そうでしょう。

だから、これは後の、町長も答弁しとるように、組合で決まって、これからやろうとするんですよと言うけれども、これを出してこなくていいんですよ。2,221万7,000円は組合の運営やと。この後、3人の方々が、前者3人が言ったことは、これから決まることなんです。まだ仮定だから、だから、これをしていくと。仮に組合、今回はこの予算を認めても、いつ

今度は否決になるか分らないですよ、これ、はっきり言って。そこのところの答弁を町長ももっと丁寧に優しく、ちょっと答弁したってもらったら、だから、議会と一緒に、一緒ですと言うんやったら、否決か可決かしかないようになってきますから。それを選択するのは議員ですけれども、議員にそこまで迫るんじゃなくて、議員の理解を得るような進め方を私はやっていただきたい。だから、先に進んだときに否決になれば何にもできないですよ、今度は。そこの全体的なところを考えて、この3者、前者3人の質疑に関しては、もうちょっと丁寧にやっていただきたい。執行部の提案と言うけれども、執行部の今までの提案は、皆、場所に対しても、津波が来ると言われとるのに何でこんなところに造るんだと言ったら、かさ上げしてやりますとか、いろんなことのもっともらしいこと言いながら、次は今度は単価はどうやとか、津波にちょっと配慮しての単価はどうだとか。今度は、またそれをしたら、今度は野球場跡だとか。これ、やってきとるから、みんな不信感を持っているわけなんですよ。

これ、この計画は、最初から一本に絞ってこうだと、基本計画が来たことはないですよ。みんな質疑があって、全協で説明あって、ある程度質疑した中には、町長は皆答えてきとるんですから、それがみんな変わってきとるから、皆、不安になるわけなんですよ。

今回も、この2,221万7,000円は、組合設立に対しての組合の運営費だということやったら、皆、これ賛成しますよ、これは。全体にしとるもんで、皆おかしいんじゃないかというあれ言っと思っと思うんですよ、町長。そこを町長、どのように捉えていますか。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

運営するということは、それぞれの計画、事業を進める上での予算があって、私はしかるべきだと思いますんで、そのとおりだと私自身は思っております。

また、場所等についても、意見をいろいろと全協等で聞きながら、津波のところは危ないんじゃないかということでは言わせていただいたんで、今のところ、5市町の首長、理事者が、あそこが安全だということで予定地として提案させていただいております。

そういうことでございますので、令和3年度の事業として事務手続をはじめ、令和3年度にやるべきことの予算化ということですので、ご理解いただきたいと。

12番 入江康仁議員

町長、一つ。

瀧本攻議長

ちょっとまだ許可していませんよ。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長、場所に対しても、津波だと言うんだったら、最初から津波だということでもう言っているわけですよ。それをいやいやと、あそこに盛土して、15mの盛土の上やるというようなことを町長言うとするんですよ。だけれども、それが今度はやっぱり津波が来るといふもので、こっち変えますと。それだったら、最初から答弁にならないでしょうということを私、言いたいですよ、町長。町長の言った言葉によって、私は言つとるわけですから。それまでに議員からも、みんな、東南海、東海地震の中で、あんな3.11を目の当たりにして、あんなとこ、何で海辺に造るんだという意見は最初すぐに出たはずですよ。それで、この建設費に対しても、全協で説明いただいた後に、柴田議員が言われるように、79億円だと、こんなもの基本にならないだろうと。当然、設計変更、設計変更で100億円超えていくだろうということを言ったときに、町長もそれはそうですというようなこと、言ったわけだ。答弁したわけですから、町長。だから、これはまたどンドンどンドン動くわけなんですから、きちんとした計画じゃないと思いますよ、私は。だから、今回は組合の事業費のあれで一つに絞ったらよかったですよ。私が思うのはね。それやったら、議員の皆さんの賛同も得たんじゃないかなと、私はそう思いますけれども。それはどうですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

令和3年度の事業ということで絞って上げさせていただいておりますので、これはご理解いただくしかないと思います。じゃ、事務費だけしとって、令和3年度何もしないのかということじゃございませんので、先ほど申し上げたように、いろいろ意見を聞きながら場所は移動したのは事実です。そこの移動したところで、我々としてはその用地でやっていくということで、今、提案させていただいておりますので、それを踏まえて判断していただきたいなと思っております。

あと、これは、説明はやはり2,221万何がしでは、先ほど予算書、あれ、繰出金という、負担金という形では不親切であろうということで、我々としては、今までの説明した資料と、令和3年度、こういう事業やりますよ、2,221万7,000円にはこういうものが入っていますよ

ということでお示しさせていただいたんで、我々の議員に対する精一杯の説明だと解釈していただきたい。

瀧本攻議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

それなら確認で、町長、今回のこの2,221万7,000円は、私はもうこの組合の事業費として、これ、賛成させていただきます。

しかし、町長も今までの説明の中で、組合ができて、いつでも嫌だったら抜けられますと、脱会できますということはきちんと書いていますけれども、それはどういうふうに我々は捉えたらいいんですか、それなら。これ、予算的なこれからの中で、これは基本計画、基本計画と言うんだったら、この基本計画の中で、皆、不満を持っておるけれども。そのところだけ、ちょっと明確にしてください。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

これは紀北町もみんな一緒なんで、私、全協のとき答えたのは記憶にあるんで、間違えたらごめんなさい。否決されたら前に進むわけにはいかないと。私は抜ける気はございません。

いや、前へ進む、否決されたら前へ進むわけにはいきませんと、私、答えていると思うんです。もし抜けられますと言っていたとしたら、確かに抜けられます。皆さんが否決してすれば、紀北町がやめますということなんですから、それはそのとおりなんで、否定もしませんけれども、自分では、今の議長じゃなかったですかね、言われたときに、前に進むことはできませんと言うたような記憶があるんです。記憶間違いだったらごめんなさい。否決すれば、もう抜けるというより前へ進みません。

瀧本攻議長

岡村議員、よろしいですか。

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

確認なんですけれども、私も今回の2,221万7,000円ですか、これには賛同するつもりでございます。といいますのは、今回の議題は、説明資料の1ページの黄色いところですね。①、

②、③、④、これだけのものだと考えております。

あとの野球場解体撤去費、ほかの赤丸のついていないところ、これにつきましては、決定は今度の組合できた議会で決定されることですので、これ、あくまで参考といいますか、計画といいますか、単なるそれであると考えてよろしいですね。今回は、これ、決定事項じゃないですね、ほかの赤丸以外は。それで確認してよろしいですか。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

本予算は、この赤丸のところの予算でございますので、この予算の決定も組合議会での決定が最終の団体意思となって、そこが決定になりますので、次年度からはまた次年度からの予算の出し方があろうかと思うんです。

瀧本攻議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

例えば、野球場解体撤去費とか、杭施工費とか、赤丸以外のところ、いろいろありますけれども、これはあくまで現時点での向こうの準備委員会の案だけですね。案として考えてよろしいんですね。今回の議題には入っていませんね。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

今回の議題には入っておりません。それで、全てが今回の議題も含めて議案で、案でございますので、そういうことになりますんで、ご理解いただきたいと。これ、議会の提案の仕方でございますので、そこをもう少し理解してほしいなと思います。

瀧本攻議長

ちょっと大分もめたね。

結局、1ページ目は要らないということでしょう。

事業費だけでよかったということと言いたかったんだね。案にしておいたらよかったの。案です。案ということらしいです。

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

負担金の説明の中の、一番下の負担割合の中の国調人口と書いてありますが、国勢調査の人口だと拝察いたしますけれども、これは何年度の国勢調査なのか。

それともう一点、その後、この負担割合を決めていく、毎年負担割合を変化させていくのか。国勢調査というのは毎年やるわけじゃないんで、何年ごとにこれが変わっていくのか。

それの方針に関してお聞きしたいです。よろしくお願いします。

瀧本攻議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

この人口割のデータにつきましては、平成27年の国勢調査のデータを基に算出しております。建設費につきましては、均等割10%、人口割90%ということで、この現在の人口割で負担をしていくということとなっております。

あと、5年後の令和2年度の国勢調査の人口が出てまいりますので、その時点で直近の人口の割合にまた直させていただく予定であります。

以上でございます。

瀧本攻議長

樋口泰生君。

8番 樋口泰生議員

今の答弁でいきますと、令和2年度の国勢調査がもう近々に出ると。その後ということは、この組合議会の中でも翌年から、いわゆる令和3年度の運営から、いわゆる次の運営費ぐらゐから割合が変化する可能性を含んでいると。そこから5年間ほぼ一緒よというふうに認識すればいいのでしょうかというのをお聞きしているんです。

瀧本攻議長

宮本環境管理課長。

宮本忠宜環境管理課長

はい、そのとおりでございます。

瀧本攻議長

いいですか。

はい、樋口議員。

8番 樋口泰生議員

今話を聞かせてもらったのは、ネットレベルなんですけれども、今、さらっと人口割合

を見ると、少しずつ微妙にずれてきておりますので、増えた市もありますし、減った町もありますしという意味合いです。そうすると、私がなぜ質問しているかといいますと、やっぱり紀北町の町益を考えて私たちは動いて当たり前だと思っておりますので、1円でも負担割合を減らすという意味合いの質疑でございますので、ご配慮いただいて、今後、答弁いただくときにそういうふうにご配慮いただければ助かりますと、そういう意味でございます。もし答弁いただけるのであれば、お願いします。

瀧本攻議長

尾上町長。

尾上壽一町長

人口の減を穏やかにし、少しでも流入を増やすという努力をしております。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方ありませんか。

大西瑞香君。

5番 大西瑞香議員

歳入、財政調整基金繰入金ということになるんですけれども、今後、この東紀州環境の広域でのごみ処理での基金をつくるということは考えているのか、今後もこの財政調整基金繰入金という形で財源を確保するのか。その点の1点、お聞きします。

瀧本攻議長

尾上壽一町長。

尾上壽一町長

基本的には、大きな金額が動くときには、環境衛生施設整備基金というのがございまして、残高4億500万円ございますので、そちらのほうから入れていきたいと、そのように思います。

瀧本攻議長

よろしいですか。

5番 大西瑞香議員

はい。

瀧本攻議長

ほかに質疑される方ありませんか。

(発言する者なし)

瀧本攻議長

以上で、質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

11番 近澤チヅル君。

11番 近澤チヅル議員

議案第29号 令和3年度紀北町一般会計補正予算（第2号）の反対討論を行います。

一部事務組合の負担金について今回提案されておりますが、私は、このことを紀北町議会で選出した議員を決めるのと同じ日に提案したことに疑問を感じております。

この組合に町民を代表する議員がまだ選出されただけです。準備会の提案ということですが、当然議会も開かれていないので、そこで決まったことを負担金として提案するのが筋だと思っております。本来であれば、それだったら何の問題もないと思います。

負担金の割合も、この間の説明では条例で定めとなっておりますし、まだ本当に案なんです。臨時議会で決めたのは、規約だけ議決しましたが、条例はこれから議会を開いて定めることになります。つまり、この段階で議会の議決なく負担割合を提案することは、私、理解できません。にもかかわらず、このように私は議員を無視して提案されたことについて、私は何よりも町民や市民を軽視している。

以前、この提案された臨時議会するとき、白紙手形に判を押すようなものであるということ私を私は言いました。議会がその手段として利用されているように思えてなりません。本来、議会で提案されたものは、町民の代表たる議員が議決して初めて成り立つものではないでしょうか。しかし、これでは、形だけ整えて町長が決めた提案、それをあたかも一部事務組合決定事項としてでもと言わんばかりです。

何よりも、これが賛成され通ったとしたら、この先に見えているのは、一部事務組合での議会時に既に各市町村の議会を通過しているという、まさしく白紙手形を押し通しての、議会が開かれない事態が十分に予測されます。

これは、私は町長としての資質を疑わざるを得ません。到底、賛成することはできません。また、議会、議員を無視しております。先ほどから、町長は紀北町議会と同じですということは何回も言われました。紀北町議会の資質が問われます。議員各位の賛同を求めて反対討論を終わります。

瀧本攻議長

ちょっとすみません、1時間半経過していますが、ここでちょっと10分休憩いたします。

(午前 11時 04分)

瀧本攻議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 15分)

瀧本攻議長

原案に賛成討論される方ありませんか。

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

それでは、賛成の立場で討論をさせていただきます。

基本的に、2月15日の臨時会の設立の規約のときに私は反対しましたがけれども、議会の議決で賛成多数ということで可決されております。

それで、基本的には可決されましたので、今後は組合の中でこういうこと、いろいろのことを決めていかなければならないということで、その議論をしていくためにも、今回予算を提出されたということで、私は理解しております。

また、その組合の中で、今、予算として出されたことに対して、組合で今後可決されていく、予算を使うことについての可決がされていくと思います。基本的には、いろんな方の思いが、紀北町の議員の方もいろんな思いがあって、紀北町民のために考えて、いろんな意見があると思いますけれども、今後はこの予算の下に組合で議決されていくことだと思います。

本日、2人紀北町からも組合議員が選出されております。そういう思いも含めて、組合議員の方々には進めていただけたらと思っておりますので、まず進めることが、議論することが大事だということで、今回この予算については賛成いたします。賛成討論とさせていただきます。皆様のご同意、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

瀧本攻議長

反対討論される方ありませんか。

瀧本攻議長

賛成討論される方。

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

議案第29号に対しての賛成討論を行います。

今回、いろいろな質疑、各議員の質疑の中での総合的なもの、町長に申しおきたいのは、やはりもっとちょっと丁寧な説明と、優しい物の言い方をお願いしたいということを要望していきたいと思います。

それで、今回の、私は2,221万7,000円ですか、これはあくまでも組合事業の運営費ということで私は捉えております。しかし、今回のこの説明資料の中に、全体事業と概算の整備事業費用等の内訳、全体事業ということを明記されて資料として出してくれております。

要は、私はこれから、先ほど町長も答弁であったように、この組合議会の中のこれから決めることだという前に、やはり紀北町議会の全体の皆さんの賛同を得るような進め方をやってほしいということで、これを今回この予算を、町長の説明の中では、この事業費を認めることによって、この全体事業を承認したという形のようにになってしまうこともあります。だから、そういうことにもならないように、私は事業費に対しての今回の2,221万7,000円に対しては賛成させていただきますが、この資料にあるほかの部分に関しては、まだまだ町長の丁寧な説明を求めていきたいと思っておりますので、そういう条件をつけての賛成討論とさせていただきます。

瀧本攻議長

ほかに原案に賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

瀧本攻議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第7 議案第29号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙 手 多 数)

瀧本攻議長

挙手多数。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

瀧本攻議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

(午前 11時 20分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 3 年 6 月 8 日

紀北町議会議長 瀧本 攻

紀北町議会議員 大西瑞香

紀北町議会議員 原 隆伸